

議 案 書

教育委員会
令和 8 年 9 月定例会

議 事 日 程

日 程 1	教育委員会議事録の承認について ……	P 3
日 程 2	第 2 2 号報告 …………… 長崎市恐竜博物館運営協議会の審議結果 について	P 4 ～ 7
日 程 3	第 2 3 号報告 …………… 長崎市図書館運営協議会の審議結果につ いて	P 8 ～ 1 1
日 程 4	第 2 4 号報告 …………… 令和 8 年度長崎市教育表彰審査委員会の 審査結果について	P 1 2 ～ 1 5
日 程 5	第 5 6 号議案 …………… 長崎市教育支援委員会委員の委嘱について	P 1 6 ～ 1 9
日 程 6	第 2 5 号報告 …………… 教育長が臨時に代理した事務の報告及び 承認について（職員の人事について）	別 冊
日 程 7	第 5 7 号議案 …………… 教職員の人事について	別 冊

教育委員会議事録の承認について

・ 令和 8 年 8 月 1 9 日 定例会議事録案

・ ・ ・ 別 添

第 2 2 号 報 告

長崎市恐竜博物館運営協議会の審議結果について

令和 8 年 8 月 1 7 日に開催した長崎市恐竜博物館運営協議会の審議結果は、別紙のとおりです。

令和 8 年 9 月 2 4 日 提 出

長崎市恐竜博物館運営協議会

会 長 水 嶋 英 治

理 由

長崎市恐竜博物館運営協議会の審議結果について、長崎市恐竜博物館条例施行規則第 1 5 条の規定に基づき教育委員会に報告する。

「 別 紙 」

長崎市恐竜博物館運営協議会の審議結果

- 1 日 時 令和 8 年 8 月 1 7 日（月） 1 0 時 0 0 分から 1 2 時 0 0 分まで
- 2 場 所 長崎市恐竜博物館 企画展示室、
野母崎文化センター 視聴覚室
- 3 出席者 委 員 1 3 人中 1 0 人出席
事務局 生涯学習施設課長ほか 2 人
指定管理者 恐竜博物館長ほか 3 人

4 審議概要

(1) 審議事項

- ア 令和 8 年度夏季企画展について
- イ 令和 7 年度事業報告について
- ウ 令和 8 年度運営状況（4 月～7 月）について

5 主な意見

- (1) 令和 8 年度夏季企画展について、実物が豊富に、見やすい展示となっている。開館当初の企画展と比べると、内容がずいぶんよくなったように見られる。
- (2) 昨年度と比べ、今年度の入館者数は厳しい状況となっているが、どのような対策を考えているのか。
→ 昨年度の夏の企画展は人気キャラクターとコラボし、6 月から開催したので、それと比較すると大きく減となっているが、今年もお盆期間中は 1 日の入館者数が 1,000 人を超える日もあったので、シルバーウィークに向けてしっかりと P R していく。
- (3) 利用料金について、今年度から市内居住の 60 歳以上も有料となってしまったことは、来館者数の減少に影響しているのではないか。

(4) 市内の他施設と比較して、海外からの来館が少ないように見られる。

(5) ミュージアムショップの令和 7 年度収支が赤字となっている理由
は何か。

→ 令和 7 年度は、夏の企画展内のポケモンショップでグッズが売れた反動で、ミュージアムショップでの購買が減少したことと、人件費や仕入れ物価の高騰の影響による。

(6) ミュージアムショップの販売品について、恐竜フィギュアに関しては、ドイツ製の商品を取り扱っているが、昨今の円安の情勢を考慮して、国内製などの仕入れ原価が安価な商品の取り扱いを検討してはどうか。

「 参 照 」

○ 長崎市恐竜博物館条例（抜粋）

（恐竜博物館運営協議会）

第 1 4 条 恐竜博物館の適切な運営に関し必要な事項を調査審議するため、長崎市恐竜博物館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

〔 以下、略 〕

○ 長崎市恐竜博物館条例施行規則（抜粋）

（恐竜博物館運営協議会の審議結果の報告）

第 1 5 条 条例第 1 4 条に規定する長崎市恐竜博物館運営協議会（以下「協議会」という。）の会長は、協議会の審議が終わったときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

〔 以下、略 〕

第 2 3 号 報 告

長崎市図書館運営協議会の審議結果について

令和 8 年 8 月 2 1 日に開催した長崎市図書館運営協議会の審議結果は、
別紙のとおりです。

令和 8 年 9 月 2 4 日 提 出

長崎市図書館運営協議会

会 長 黒 木 香

理 由

長崎市図書館運営協議会の審議結果について、長崎市図書館条例施行規則第 4 1 条の規定に基づき教育委員会に報告する。

「 別 紙 」

長崎市図書館運営協議会の審査結果

- 1 日 時 令和 8 年 8 月 2 1 日 (金) 1 0 時 0 0 分から 1 2 時 0 0 分まで
- 2 場 所 長崎市立図書館 3 階 会議室
- 3 出席者 委 員 1 0 人中 9 人出席
事務局 教育総務部長、生涯学習施設課長、
同課職員 2 人
指定管理者 市立図書館長、同副館長 2 人

4 審議概要

- (1) 事業実績について
- (2) 令和 7 年度モニタリング状況について
- (3) 長崎市子ども読書活動推進計画について

5 主な意見

- (1) おはなし会など子ども向けイベントの情報が、保護者に届いていない。長崎市私立幼稚園・認定こども園協会に通知することで、PTA 連合会を通じて保護者まで伝わると思う。
- (2) 授業や全校一斉読書で市立図書館の電子図書館を活用しようとする、貸出券の作成やパスワードの設定など、保護者の協力が必要となることが多く利用しづらい。市立小学校・中学校の児童生徒が自由に使えるようになると良い。
- (3) ボランティアの減少・高齢化対策の一つとして、読み聞かせ入門講座の開催日時を、若い人や働いている人が参加しやすい日時へ工夫すると良い。また、ボランティア部がある高校や大学に働きかければ興味を持つ人が集まると思う。

(4) 環境によっては家庭で絵本を手にしたことがない子もいる。「はじめまして絵本事業」(ブックスタート)は、家庭への働きかけとして、良い取組みなので今後も継続してほしい。

(5) 第四次長崎市子ども読書活動推進計画骨子案の数値目標の「読書が好きな小中学生の割合」については、文部科学省による調査が行われない年もあるが指標とするのか。また、同じく数値目標の「アクセシブルな書籍の所蔵数」に関しては、どれだけの利用があったのかの方が重要ではないか。

「 参 照 」

○ 長崎市図書館条例（抜粋）

（図書館運営協議会の設置）

第 1 9 条 図書館の適切な運営に関し必要な事項を調査審議するため、長崎市図書館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

〔 以下、略 〕

○ 長崎市図書館条例施行規則（抜粋）

（運営協議会の審議結果の報告）

第 4 1 条 条例第 1 9 条に規定する長崎市図書館運営協議会（以下「協議会」という。）の会長は、協議会の審議が終わったときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

〔 以下、略 〕

第 2 4 号 報 告

令和 8 年度長崎市教育表彰審査委員会の審査結果について

令和 8 年 8 月 1 9 日に開催した長崎市教育表彰審査委員会の審査結果は、
別紙のとおりです。

令和 8 年 9 月 2 4 日 提 出

長崎市教育表彰審査委員会

審査委員長 西 田 潤

理 由

長崎市教育表彰審査委員会の審査結果について、長崎市教育委員会表彰
規則第 8 条の規定により、教育委員会に報告する。

「別 紙」

1 第1回長崎市教育表彰審査委員会

(1) 日時 令和8年8月19日(水)

午前10時00分から午前10時56分まで

(2) 場所 中会議室(17階)

(3) 出席者 委員 9人中9人出席

事務局 総務課課長補佐、同課主事

(4) 審査結果 長崎市教育委員会表彰(以下「表彰」という。)の候補者として推薦のあった個人28件、団体2件について、各候補者の活動状況、功績の内容等について選考した結果、個人27件、団体2件の候補者が表彰の基準に該当するので、被表彰者とする旨決定をした。

(被表彰者内訳)

区分	個人	団体
学校教育(学校医)	3人	
学校教育(学校歯科医)	3人	
社会教育	8人	
文化活動、郷土芸能	5人	1団体
青少年育成	8人	1団体
計	27人	2団体

2 令和8年度長崎市教育委員会表彰受表彰者

・・・・別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会表彰規則（抜粋）

（表彰の基準）

第2条 表彰は、個人又は団体が次の各号のいずれかに該当し、特に功労が顕著であると認める場合に行う。

- (1) 学校教育及び社会教育の振興に功績があるとき。
- (2) 学術及び文化の進展に功績があるとき。
- (3) 職務について抜群の功績があるとき。

（表彰審査委員会）

第5条 表彰を受けるべき者の選考及び表彰に関する重要事項を審査するため、教育委員会に長崎市教育表彰審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

（組織）

第6条 審査委員会は、委員長1人、副委員長1人及び委員7人以内で組織する。

2 委員長は、教育委員会事務局教育総務部長をもつて充て、副委員長は、教育委員会事務局学校教育部長をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 教育委員会事務局教育総務部総務課長
- (2) 教育委員会事務局教育総務部生涯学習課長
- (3) 教育委員会事務局学校教育部学務課長
- (4) 教育委員会事務局学校教育部学校教育課長
- (5) 市立の学校の校長のうちから教育委員会が任命する者

〔中 略〕

(報告)

第8条 委員長は、審査の結果について教育委員会に報告しなければならない。

〔以下、略〕

○ 長崎市教育委員会表彰規則取扱要綱（抜粋）

(推薦基準)

第2条 規則による表彰の候補者は、別表に掲げる対象に該当する活動実績を有している者又は団体とする。

2 前項に規定する活動実績の基準は、4月1日において15年以上の活動期間を有することとする。ただし、特に功績が顕著であると認められる場合はその限りではない。

(推薦対象者)

第3条 推薦対象者は、市民又は市に係する個人若しくは団体とする。

2 市に係する個人若しくは団体とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 本市を活動の拠点とした実績が認められるもの
- (2) その他本市教育・文化の発展に貢献したもの

〔以下、略〕